

F No.5・2・4
令和2年4月9日

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症への対応等について（お知らせ）

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市といたしましては、事業継続が求められるサービスの提供を確保するため、当面の間、保育所等を開所いたしますが、お子様の安全を最優先に考え、ご家庭での保育が可能な方については、ご家庭や勤務先とご相談いただき、ご家庭での保育をお願いいたします。

なお、ご家庭での保育を行った場合は、登園を控えた日数に応じ、保育料を日割り計算いたします。

ただし、日割り計算後の金額が現時点で算出できないため、月額を一度お支払いいただき、後日、返金もしくは、翌月以降の保育料に充当いたします。

【ご家庭へのお願いについて】

保護者及び同居親族の全ての方が、別添「緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書」にある職業に従事され、ご家庭での保育ができない場合については、引き続き保育を行いますので、4月11日（土）までに当該申出書を在籍する園に提出してください。

保護者及び同居親族の全ての方が、当該職業に従事していない場合は、勤務先等とご相談いただき、4月13日（月）から5月6日（水）までご家庭での保育をお願いいたします。

以上

相模原市こども・若者未来局保育課

教育・保育支援班

電話 042-769-8340（直通）

緊急事態宣言下において保育所等における保育を提供する具体例

1 医療体制の維持に携わる方

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2 生活支援関係事業等に携わる方

介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3 国民の安定的な生活の確保に携わる方

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集、運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 就労者等の子どもを預かる施設（保育所、預かり保育等を実施している幼稚園、放課後児童クラブ等）
- ⑪ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4 社会の安定の維持に携わる方

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、新型コロナウイルス対策に従事する行政職員、その他行政サービス）

以上

※提出期限 令和2年4月11日（土）

緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書

令和 年 月 日

園長宛て

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請されていますが、保護者及び同居親族の全てが次の要件に該当し、家庭での保育ができないため、保育所等における保育の提供が必要であることを申し出ます。

保護者及び同居親族が就業している職業

(該当する職業を選択し、保護者等就労状況欄にご記入ください。)

保護者等就労状況 父 ()、母 ()、同居親族 ()

- 1 医療体制の維持に携わる方
- 2 生活支援関係事業等に携わる方
- 3 国民の安定的な生活の確保に携わる方
- 4 社会の安定の維持に携わる方
- 5 ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方

※ 1～4の詳細については、裏面「緊急事態宣言下において保育所等における保育を提供する具体例」を参照

住 所 _____

連絡先 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____

※本申出書は原則、現在保育所等を利用している児童の保護者が提出することができます。児童1名につき、1枚必要です。

※登園を自粛した場合、保育料(利用者負担額)を日割計算とし、後日、返金若しくは、翌月以降の保育料に充当となります。